

年収の壁と既婚女性の就業調整の分析

東京大学社会科学研究所

近藤絢子

2026/1/28

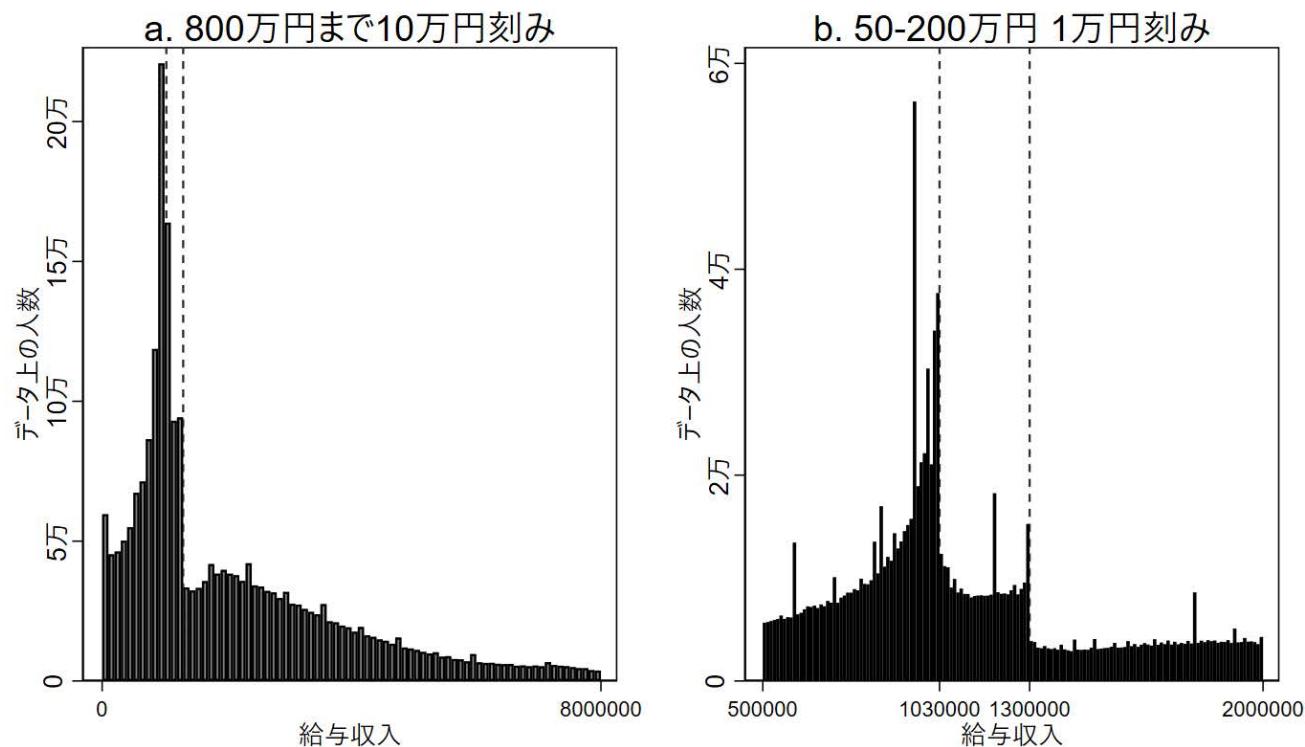
財務総合政策研究所「日本の所得分配・再分配に関する研究会」

「年収の壁」と既婚女性の就業調整

- 税率が上がったり、手取り収入が減るような閾値の手前に年収を抑える「就業調整」は世界中で広く観察されてきた
- 日本では既婚女性の就業調整行動が目立つ
 - 後述するように特に103万円と130万円の2つの壁が顕著
- 最低賃金の引上げや人手不足によるパート時給相場の上昇
⇒時給を上げると労働時間が減りかえって人手不足になる現象
- 男女間格差解消を阻む一因にもなっている

有配偶女性の給与収入の分布(2017-2021)

有配偶女性の給与収入分布
正の給与収入のある25-60歳



収入ゼロ(26.2%)と800万円超(1.5%)は図に含まれない。

- 有配偶女性の28%が0を超える103万円以下、8%が103万と130万の間
- 96万(8万×12カ月)や100万(住民税)も飛び出ているが超えると一気に減るのは103万円
- 130万円でもう1段下がる

出所：近藤絢子・深井太洋「市町村税務データを用いた既婚女性の就労調整の分析」RIETI DP23-J-049
※データについてはあとで詳しく説明します

税制上の「年収の壁」は実は小さい

- 「103万の壁」は2024年までは限界税率が5%上がるポイント
 - 2025年から完全に消滅（給与収入から社会保険料を引いた金額が160万を超えるなければ所得税はかからなくなった）
 - 税額は103万円をこえた分×5%
- 「住民税の壁」東京23区の場合2024年までは100万円
 - 給与収入が100万円をこえると5000円+98万円を超えた分×10%
 - 2025年からは閾値が10万円引き上げ（給与所得控除の下限が10万円上がったため）
- 103万を少し超えた場合の税額(2024年まで)
 - 額面の給与収入105万円の場合、住民税と所得税あわせて13,000円で手取りは1,037,000円
 - 住民税の最初の7000円を除けば手取りが減ることはない

※実際の税額は合計所得金額や課税対象所得に基づいて計算されるが、わかりやすくするために、他の所得・控除がないという仮定のもとで額面の給与収入に換算

ではなぜ多くの人が103万円／100万円未満に年収を調整しようとしてきたのか？

- 「所得税がかかる」「住民税がかかる」こと自体への忌避
 - 税額についてはわかっていない、あるいは金額の問題ではない？
- 「配偶者控除がなくなる」という誤解
 - 確かに「配偶者控除」はなくなるが、「配偶者特別控除」がある
 - 2018年以降は、年収150万円まで配偶者控除と同額の配偶者特別控除
 - 2017年以前も、夫の合計所得金額が1千万円未満なら段階的な減額だった
- 会社から出る配偶者手当がなくなる
 - これは確かに103万を基準にしている企業が多い
 - パートタイム労働者総合実態調査やJPSCによれば就業調整している既婚女性の20-25%程度が理由に挙げている
- 社会保険の扶養と混同している？

社会保険：年収130万の壁と週20時間の壁

- 日本の社会保険制度：被用者保険と国民年金・国民健康保険
 - 被用者保険：社会保険適用事業所で**週20時間**（社保加入従業員数50人未満の場合は正社員の3/4）働き月収が88000円を超えると、厚生年金と会社の健康保険に加入しなければならない
 - それ以外は原則として国民年金と国民健康保険に加入しなければならない
 - 被用者保険加入者の配偶者で年収130万円以下の場合は年金保険料も健康保険も払わなくてよい
 - 年金の第3号被保険者：国民年金に加入したのと同じとみなされる
 - 健康保険の扶養家族：追加で保険料を支払う必要はない
 - 年金は配偶者のみ、健康保険は子供など他の家族にも適用
 - ただし本人が被用者保険に加入した場合はそちらの保険料がかかる
- ⇒年収130万以下かつ週20時間未満なら社会保険料がかからない

130万円の壁と週20時間の壁の違い

- 130万円の壁を越えると負担だけが増えて給付は増えない
 - もらえる年金の額は全くかわらない
 - 健康保険も自己負担率などの大枠は変わらない
- 週20時間を超えて働き厚生年金に加入すると将来の年金額は増える
 - 本人の年金額と厚生年金保険料だけみると払った保険料以上に年金が増える人のほうが多い
 - しかし同時にかかるようになる健康保険料まで取り戻せるかどうかはその後の働き方や寿命に依存して変わる
 - 配偶者のほうが先に亡くなり遺族年金をもらうようになると厚生年金と相殺してしまうという問題もある
 - したがって現行の制度の下では「年金の第3号被保険者でいるより厚生年金に入ったほうがお得」とまでは言いきれない
- 週20時間を超えて社会保険に加入させると雇用主にも社会保険料負担が生じる点も重要な違い

制度についてのまとめ

- 税
 - 103万：2024年までは税率が5%あがる、2025年から何も起こらない
 - 住民税がかかり始めるのは2024年までは100万円（現在は110万）で、超えると7000円手取りが減って新たに稼いだ分に10%課税
 - 2018年以降は年収150万円までは配偶者の所得控除額は変化しない
- 社会保険
 - サラリーマンの配偶者で年収130万円以下で労働時間が週20時間以内（50人未満の企業の場合は30時間以内）だと社会保険料が免除
 - 労働時間などの要件を満たして厚生年金・職場の健康保険に入ると本人負担が約15万円、雇用主負担が同額かかる。将来の年金は増える。
 - 年収130万円をこえて国民年金・国民健康保険に入ると30万円の負担増で年金は増えない

住民税課税記録データによる就業調整の実態把握

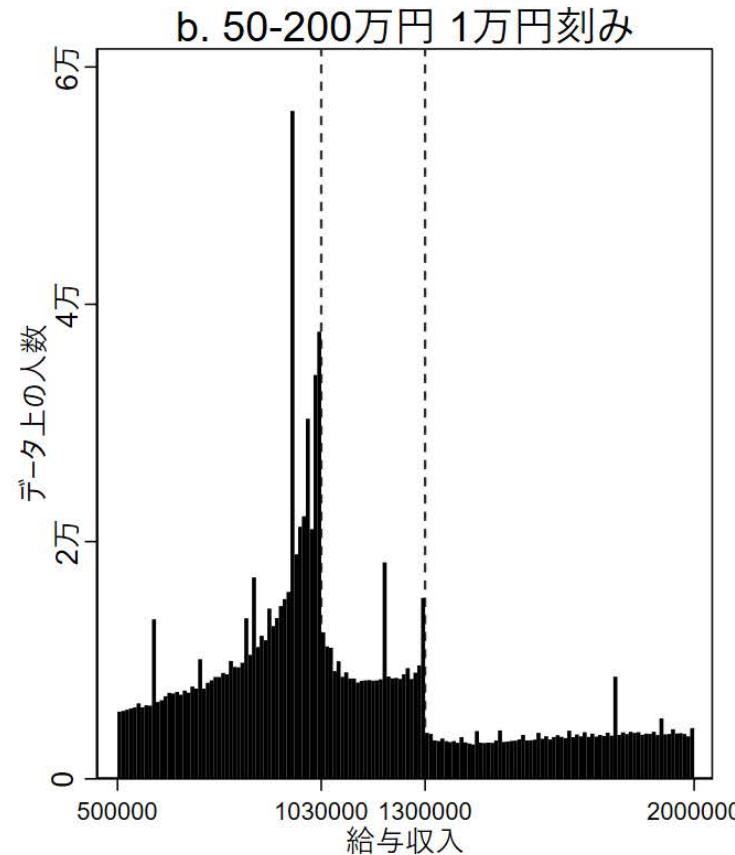
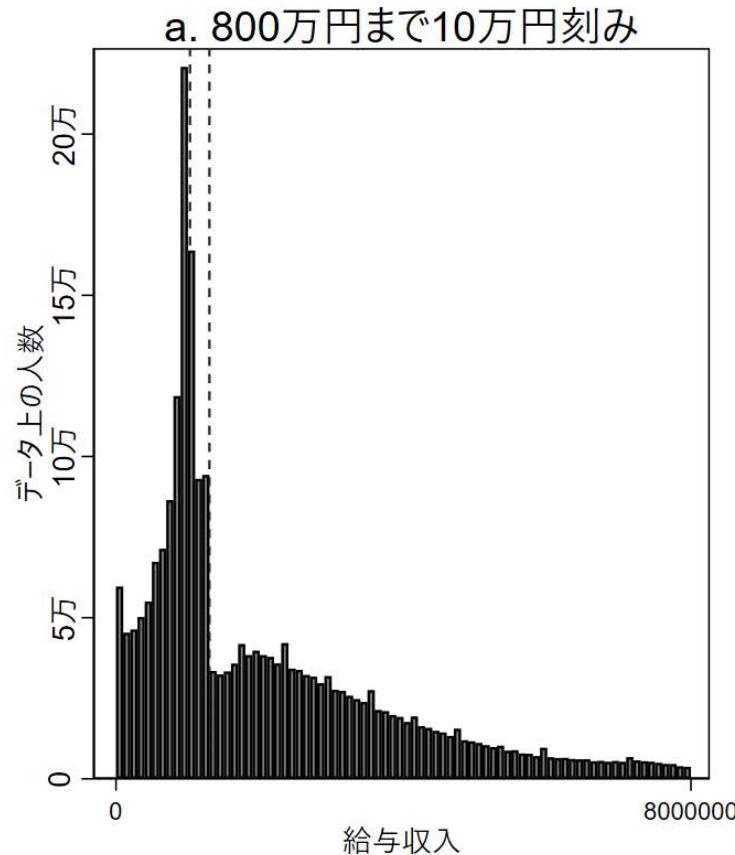
- 以下の2つの論文より結果の一部を紹介
 - 近藤絢子・深井太洋(2023)「市町村税務データを用いた既婚女性の就労調整の分析」RIETI DP23-J-049
 - Feldman, Fukai and Kondo, "Phantom Notches and Real Constraints: How Japan's Tax System Shapes Female Labor Supply" in progress

使用するデータ

- 住民票と市町村民税課税記録を接合したデータ
 - 東京大学政策評価研究教育センター（CREPE）「EBPM推進のための自治体税務データ活用プロジェクト」を通じて入手
 - 住民票：各年の1月1日現在の全住民の性別、生年月（または四半期）、世帯主との続柄
 - 課税記録：前年の給与収入（住民税非課税者であっても源泉徴収票ベースの情報がある）、各種所得、所得控除、住民税賦課額など
 - 個人レベルのパネルデータで世帯IDも付与されているため夫の税率などもわかる
 - 当該自治体の転入前・転出後は追跡できない
- 25-60歳の既婚女性にサンプルを限定
 - 近藤・深井(2023) では参加自治体（27市町村）のうち続柄の情報に問題がなさそうな16市町村の2018-2022年のデータをプールして使用
 - Feldman et al では2016-2022年がカバーできる8自治体かつ、夫が合計所得金額9百万未満の給与所得者である女性に限定

有配偶女性の給与収入の分布(再掲)

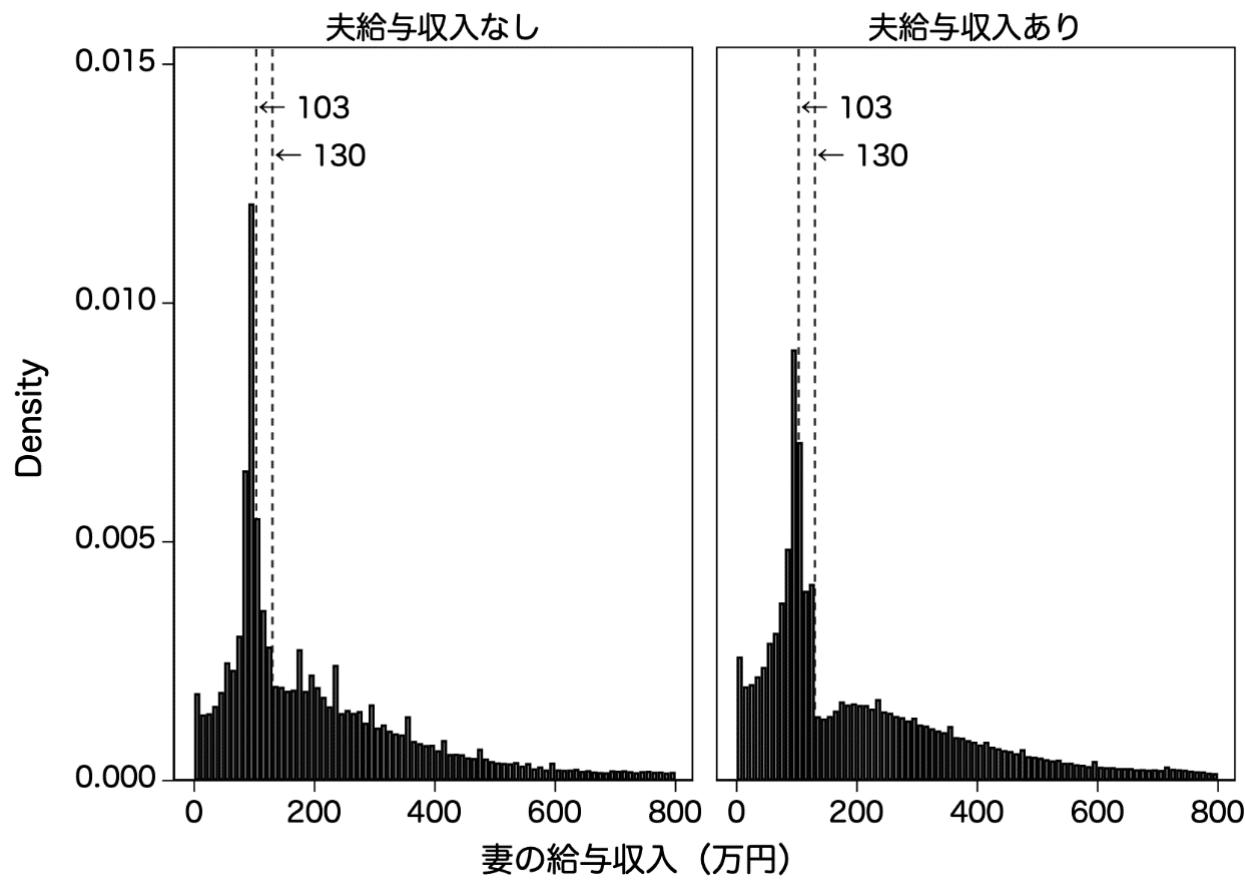
有配偶女性の給与収入分布
正の給与収入のある25-60歳



収入ゼロ(26.2%)と800万円超(1.5%)は図に含まれない。

出所：近藤・深井2023
10

夫の給与収入有無で分ける

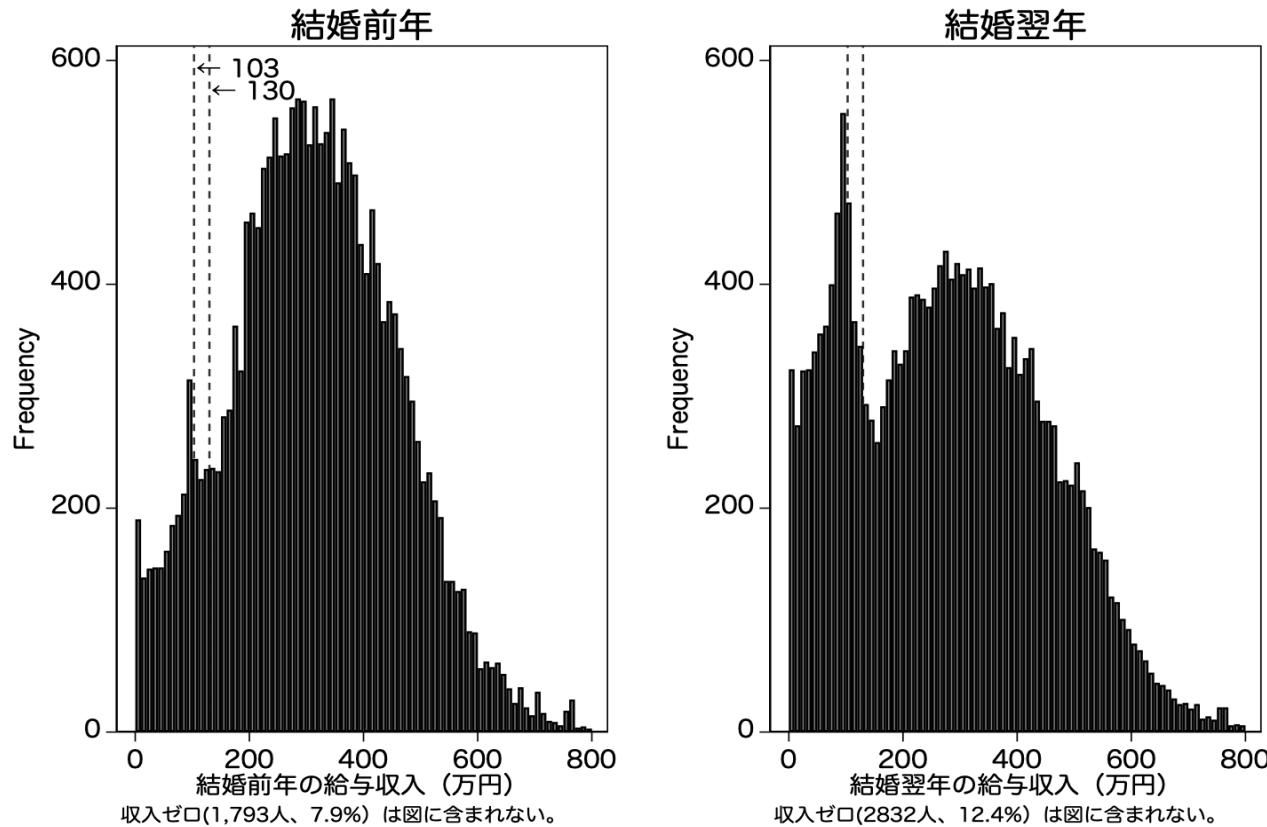


- 夫がサラリーマンでなければ社会保険の壁は存在しないはずで、実際に130万円に調整しているひとはほとんどいない
- 税制は配偶者が自営業でも大きく変わらないが、サラリーマンの妻と同様に103万以下に抑える動きがみられる

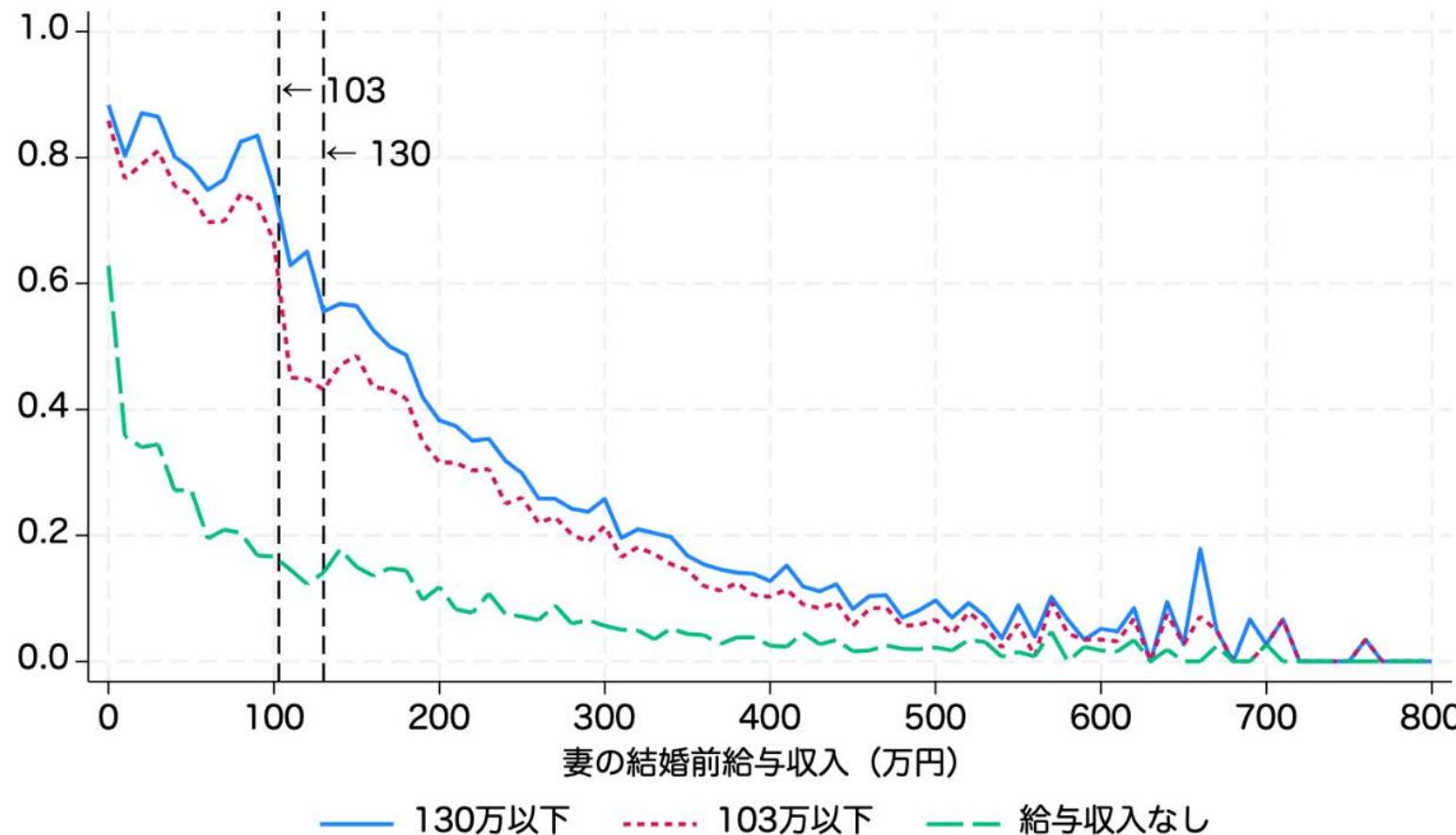
結婚・出産のライフイベントと就業調整

- 結婚や出産を機に扶養に入る人が一定数存在する
- 結婚・出産前の年収が高いほど出産後に就業調整しにくい
 - 出産前年収が200万円程度だと4割が子供が3歳の年の年収が103万円以下だが、400万円以上だと2割以下
- 末子の年齢別にみると、「扶養の範囲内のパート」を始めるのは幼稚園に入るタイミングが多いことがわかる
 - 幼稚園、小学校、中学校以上で比べるとあまり差はない

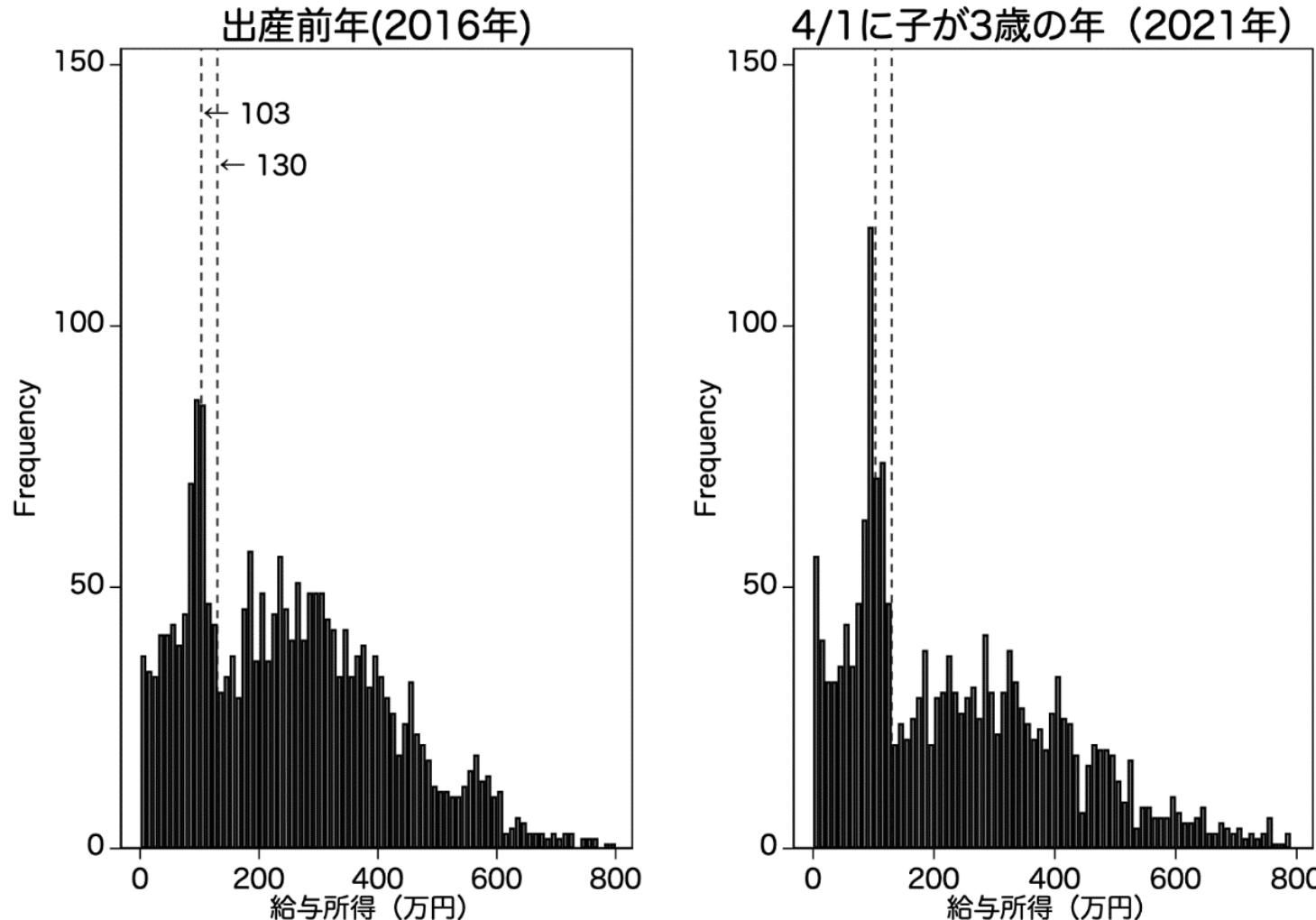
結婚前後の給与収入分布 (結婚翌年に2歳未満の子がいない女性のみ)



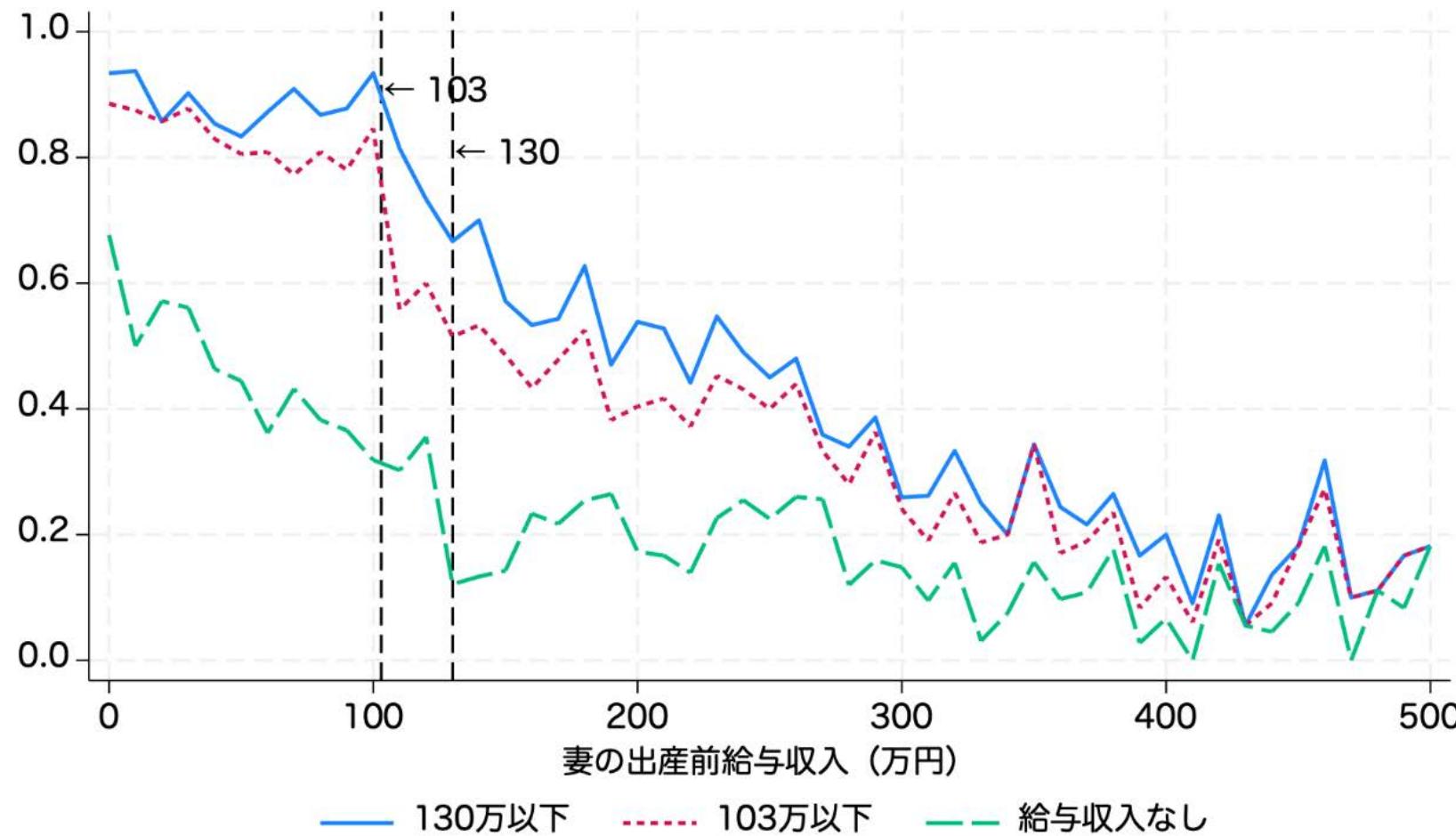
結婚前年の年収別・結婚翌年の年収カテゴリー構成比



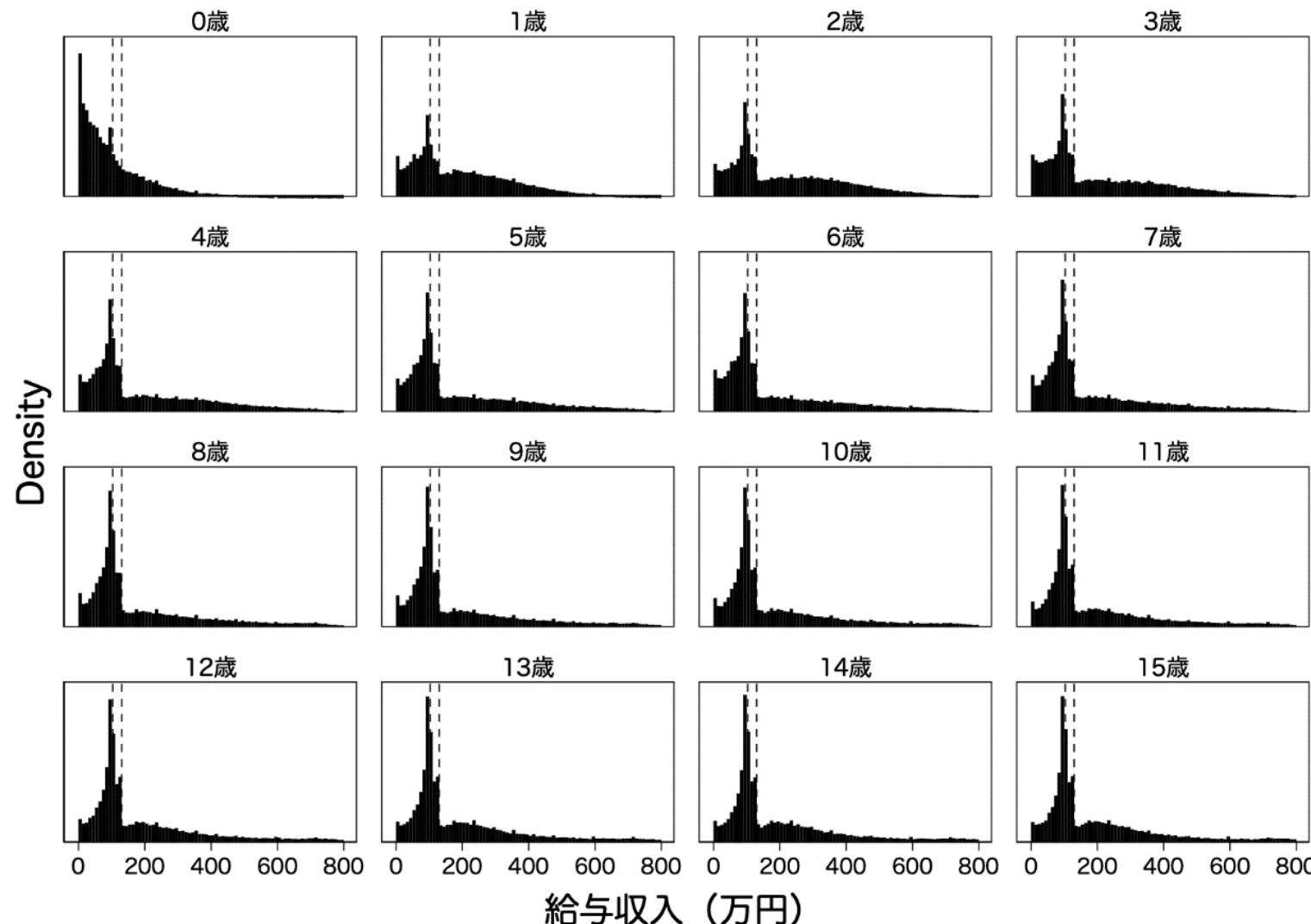
第1子出産前後の給与収入分布



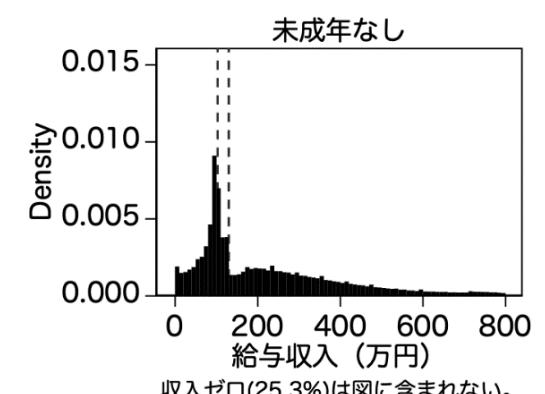
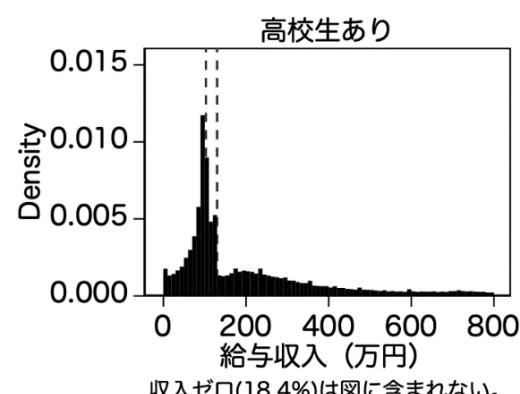
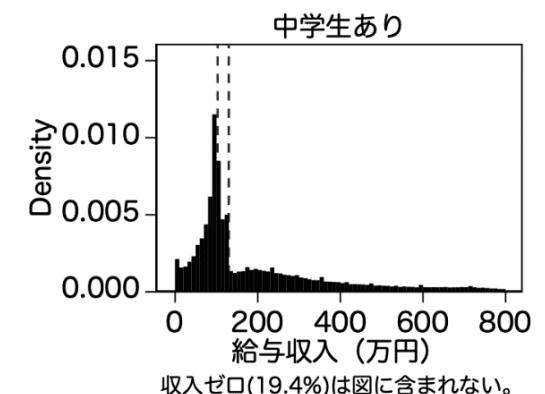
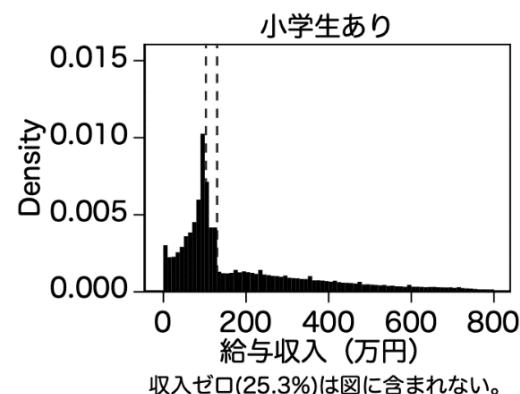
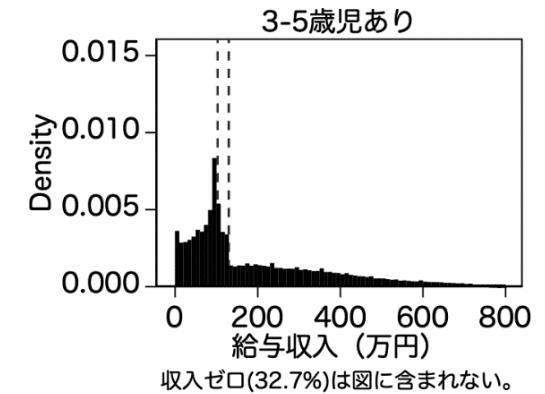
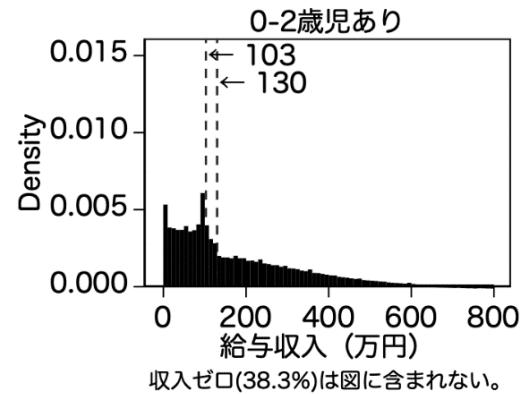
出産前年の年収別・子が3歳の年の年収力 テゴリー構成比



末子の年齢別給与収入ヒストグラム



各就学区分年齢の 子供の有無別給与 収入ヒストグラム



時給上昇による働き控えのエビデンス



- 同一個人を追跡すると平均的にはだんだんと収入が上がっていくが、103万／130万円に到達するとストップする動きが観測される
- [Okudaira & Mori 2025](#)によると、最低賃金が上がりると、女性のパートタイム労働者の平均時給は上がるが、平均年収は変化せず、分布のピークが100万円付近のまま動かない

↑ 2015年の年収で1万円のbinに区切って2021年の年収のmedianと75%tileをプロットした図

103万円でのperceived costの推計

- Feldman et alでは「人々は『扶養を外れる』ことによる社会保険料負担と税負担の合計については理解しているが制度の詳細は理解していない」という仮定において103万円をこえるとどれだけ追加的負担があると人々が認識しているかを推計
 1. 0.87-1.3millionの範囲を大きなbunchとみなしてKleven (2016)の bunching methodを応用してlabor income elasticityを推計
 2. 得られたelasticityを使って1.03mを閾値として観測されたのと同じ大きさのbunchingが起きるにはどれだけの追加負担があると認識しているはずかを推計
- 本来の負担（住民税と所得税合わせて限界税率15%のkink）に加えて限界税率で換算するなら45%，一括払いで換算するなら25万円の負担があると認識されている

Perceived costの中身

- 家族手当で説明できるのは12-25%程度
- 税制についての誤解の存在を示すside evidence
 - 配偶者特別控除の減り始める閾値が150万円に引きあげられた2018年以降のサーベイでも、就業調整をしている既婚女性の過半数が配偶者手当がなくなることを調整理由に挙げている
 - 2018年の配偶者控除の改正後に103万円から130万円にdensityが動いたが、夫の税率によってこの動きに差がなかった
 - 配偶者特別控除の減り始める閾値が動いたこと自体に対する反応であれば夫の税率が高いほど反応が大きくなるはずだがそうではない
 - 配偶者控除についての報道が増えて正しい知識を得た人が一定数いたのでは
 - Google analyticsによれば配偶者控除での検索が2018年に急増
 - データ提供自治体のうちの1つと共同で実施したアンケートでも103万円をこえたときの税負担が思ったより少なかったとの回答が多い
- 税負担がゼロから正になることへの拒否感
 - アメリカの所得税への反応を分析したSaez (2010)でも最初のkink pointだけ bunchingがあることが示されている

暫定的なまとめとインプリケーション

- 年収の壁による働き控えは実際に起きている
- 結婚・出産前の所得が低いほど結婚・出産を機に扶養に入る女性が多く、子供の年齢が上がっても扶養内パートは減らない
- 税と社会保険では社会保険の負担のほうが大きいにもかかわらず、税制上の閾値である103万円に調整する人が多かった
 - 税制に関する誤解や税金を払うことそのものに対する拒否感の存在を示唆
- 2025, 2026年と課税最低限が引き上げられたことの影響は未知数（2025年の年収データは夏以降出てくる）
- 103万円に調整しなくなっても社会保険の壁（130万円または週20時間）までしか動かない可能性大